

六戸町地方就職支援金チェックシート・提出書類

次に掲げる移住前に関する要件の <u>全て</u> に該当すること	チェック
(ア) 大学又は大学院（以下大学等という）の卒業（修了）年度において、東京都内に本部がある東京圏内※のキャンパスに原則として4年以上在学し、当該大学等を卒業（修了）したこと。 (在学中申請者は4年以上在学し、卒業又は修了する見込みであること。)	
(イ) 大学等の卒業（修了）年度において、東京圏内に継続して居住していること。	
次に掲げる移住後に関する要件の <u>全て</u> に該当すること	チェック
(ア) 六戸町に移住したこと。 (在学中申請者は青森県内に所在する企業等に就職することが内定していること。)	
(イ) 申請日から1年以上継続して六戸町に移住する意思を有していること。 (在学中申請者は卒業（修了）後に県内に所在する企業等に就職し、転入から1年以上六戸町に居住する意思を有していること。住民票を移さず転出した者は就業開始日から1年以上。)	
次に掲げる移住前及び移住後に関する要件の <u>全て</u> に該当すること	チェック
(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。	
(ウ) 青森県及び六戸町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。	
(エ) 大学等の卒業（修了）の日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。 (在学中の場合は就業開始予定日前1年以内であること。)	
次に掲げる就業先に関する要件の <u>全て</u> に該当すること	
(ア) 勤務地が青森県内に所在する企業に、大学等を卒業（修了）してから1年以内に就職していること。（在学中申請者は就職する予定であること。）	
(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接待業務受託営業を営む者でないこと。	
(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。	
(エ) 官公庁等（第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。	
(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を努めている法人でないこと。	
次に掲げる就業条件等に関する要件の <u>全て</u> に該当すること	
(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。（在学中申請者は見込みがあること。）	
(イ) 六戸町を中心とした勤務を基本とする採用であること。（在学中申請者は採用予定であること。）	
(ウ) 東京圏への勤務を前提としない採用であること。（在学中申請者は採用予定であること。）	

※東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県（ただし、条件不利地域（別紙参照）を除いた地域）

申請書類

- 申請書（交通費：様式第1号の1 移転費：様式第1号の2）
- 内定先企業による就業証明書（様式第2号）
- 本人確認書類（写真付き）の写し ※運転免許証（表・裏）又はマイナンバーカード（表のみ）等
- 大学等の卒業年度の居住地・在住期間が分かる書類 ※移住元の住民票、賃貸契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴も必要）、卒業年度の複数月の公共料金領収等
- 六戸町へ移住した転入日、居住の実態が確認できる書類 ※住民票等（在学中申請者以外）
- 交通費又は移転費の領収書等
- 卒業証明書又は修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内であること。又、在学中に交通費を申請する場合は在学証明書：卒業学年であることを確認）
- 東京への勤務を前提としない採用であることが確認できる書類（募集要項・雇用契約書の写し等）
- その他町長が必要と認める書類